



NEWS LETTER



NO

38

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp ホームページ: <http://okayama-con.ne> 2017年1月発行

あけましておめでとうございます。

適格消費者団体 消費者ネットおかやま
理事長 弁護士 河田 英正



2015年12月8日に全国13番目の適格消費者団体の認定を受けて2年目にはいりました。適格消費者団体を目指す消費者団体として活動を始めて10年以上になりますが、適格消費者団体として認定を受けた意義と社会的使命を改めて自覚し、フレッシュな思いで健全な消費者社会の形成を目標に頑張りたいと思います。その若さは力でもあります。今の若い力のあるうちにさらに大きく羽ばたき、充実した1年となるよう決意を新たにしているところです。

私たちの消費生活をめぐる環境は、決して平穏なものではありません。もともと給付水準の低い年金は、老後の安定した生活を保障するものではなく、将来の年金制度にも不安が残ります。マイナス金利政策は、老後資金の運用にも不安を抱かしています。こうした、不安感を利用した悪徳商法はあとをたちません。地域社会における人と人との関係が疎遠になり、生活の場での消費者被害を未然に防ぐ互いの助け合いができないような状況が生まれています。

認証を受けた適格消費者団体として、消費者にとって不正義な契約、具体的な消費者被害を把握して、さらなる被害の拡大を防ぎつつ、被害の根絶のための活動に邁進してまいりたいと思いますので、どうぞこの1年も皆様方のご支援をよろしく願います。



消費者契約法の一部を改正する法律が平成29年6月3日から施行。

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図ることを目的とし、主な改正内容は、**1**事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者契約の目的物の分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときに、消費者に意思表示の取消しを認める。**2**消費者の意思表示の取消しが認められることとなる事業者の不実告知の対象（重要事項）として、当該消費者契約の目的物が当該消費者の生命、身体、財産、その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要と判断される事情を追加。

事例 自宅を訪問した事業者が床下を点検し、「床下がかなり湿っている。このままでは家が危ない。」と言われ、床下への換気扇の購入・設置の契約を締結した。

3消費者の返還義務を現存利益の範囲に限定。**4**取消権の行使期間について、短期の行使期間を1年間に伸長。**5**事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄せる条項や消費者契約が有償契約である場合に当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする条項の類型に追加。

6法第10条の第一要件に例示を規定 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項を規定する。

事例 掃除機の売買契約において、商品の掃除機が届けられた際に健康食品が同封されており、継続購入が不要である旨の電話をしない限り健康食品を継続的に購入する旨の条項が含まれていた。

消費者ネットおかやまの活動報告

消費者ネットおかやま理事・事務局長 司法書士 大賀宗夫

はじめに

消費者ネットおかやまは、平成27年12月8日に適格消費者団体としての認定を受けて、1年を経過した。消費者ネットおかやまが認定を受けて以後に行った申入れ活動について、現在の状況の概略を、以下にご紹介させていただきたい。

なお、詳細については当法人のウェブサイトをご参照されたい。

また、この段階では非公開の案件として問い合わせを行っているものは、記載をしていない。

申入れ状況

1 結婚式場を運営する株式会社スタイルズに対して、同社約款中の「本会場における事故・盗難について」においてと題する条項中の「一切責任を負えません」とある文言について、消費者契約法8条1項1号の規定に適合するように申し入れを行った。現時点で株式会社スタイルズからの回答がなく、再申入れを準備している。

2 連鎖販売取引により、いわゆる健康食品や化粧品等を販売している株式会社サンクスアイに対して、商品に医療効果があるかのように勧誘する行為の有無について、消費者契約法4条1項1号及び特定商取引法34条1項1号の規定を指摘したうえで事実関係の照会を行い、また、広告上の医療効果を謳う記載について、特定商取引法36条及び不当景品類及び不当表示防止法4条1項1号の規定に基づいて削除の申入れを行った。株式会社サンクスアイより、前者の照会について会員指導によってコンプライアンス強化に努める旨の回答、後者の申入れについては是正措置を講じた旨の回答がなされた。

3 貸衣装業を営む京呉服好一株式会社に対して、①キャンセル料を定めた規定（「

1. お申込み後3日以内の取り消し……20%、
2. お申込み後30日以内の取り消し……30%、
3. 着用予定日前1ヶ月の取り消し……50%、

4. 着用予定日1週間以内の取り消し……100%、
5. 前撮り着用後の取り消し……80%）」とするもの)について、消費者契約法9条1号の規定に適合する内容に是正すること、②レンタル対象物の返還義務の遅滞に対する違約金を「年14.6%の範囲内」に是正すること、③オーダーレンタルの取り消し期間を定めた規定（「オーダーレンタルの取り消しはお申し込み後3日以降はできません。」とする規定）について、その使用を中止することを申し入れた。現時点で京呉服好一株式会社からの回答がなく、再申入れの準備をしている。



4 がんの免疫療法である樹状細胞療法を実施している花園クリニックに対して、同クリニックが使用している治療費不返還条項（成分採血後は治療費（情報提供によれば147万円）を返還しないとする内容。なお、成分採血後には、樹状細胞の培養、管理及び培養検査、1クール5回～7回のワクチン投与等が予定されている。）について、その使用を中止すること、又は、消費者契約法9条1号に反しない適正な内容に是正することを申し入れた。現時点で花園クリニックからの回答がないため、再申入れを検討している。

おわりに

消費者ネットおかやまの認定後の申入れ活動は、以上に報告したとおりであり、一部成果を得たものもあるが、事業者からのリアクションを未だ得られていないものが3件ある状況である。認定前においては、リアクションのない事業者に対してそれ以上の活動ができず歯がゆい思いをしてきたが、現在は、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を行使することができる団体となった。これからが適格消費者団体としての真価を問われるときである。

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ」が公表され、全国で説明会が開催されます。

2016年11月29日、消費者庁および農林水産省において、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ」が公表されました。

対象となる食品は、国内で製造し、又は加工した全ての加工食品を義務表示の対象とするもので、製品に占める重量割合上位1位の原材料を義務表示の対象としています。

義務表示の方法としては、対象原材料の産地について「国別重量順表示」を原則とし、難しい場合は、例外の表示を認めています。義務表示の例外として、対象原材料の産地については、「国別重量順表示」を原則としつつ、産地切替えにより容器包装の変更が必要となるなど、当該商品での「国別重量順表示」が難しい場合や、対象原材料が中間加工原材料である場合にも、消費者に産地情報を提供する制度とすることをめざし、一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「可能性表示」、「大括り表示」を認めるとともに、中間加工原材料についての表示は、当該中間加工原材料の「製造地表示」を認めることとし、消費者の選択に資する情報を含む表示を行うことを義務付ける内容です。



今回の中間とりまとめでは、例外表示として以下の表示例が出されています。

- 義務表示の例外「可能性表示」とは、「国別重量順表示」を行った場合に容器包装の変更が生じると見込まれる場合、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の取扱い実績等に基づき表示されるもの。

名称 こいくちしょうゆ

原材料名 大豆（アメリカ又はカナダ又はブラジル）、小麦、食塩

※大豆の産地は、平成〇年から2年間の取扱い実績順 ※添加物は省略

名称 ポークソーセージ

原材料名 豚肉（アメリカ又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年から2年間の取扱い実績順

- 義務表示の例外「大括り表示」（「輸入」表示）国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して容器包装の変更が生じると見込まれる場合、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できる

名称 こいくちしょうゆ

原材料名 大豆（輸入）、小麦、食塩

※添加物は省略

- 義務表示の例外「大括り表示＋可能性表示」 「大括り表示」を用いても容器包装の変更が生じると見込まれる場合のみ、過去の取扱い実績等に基づき、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示できる。

名称 ポークソーセージ

原材料名 豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱い実績順

- 中間加工原材料の製造地表示 対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「〇〇（国名）製造」と表示する方法。

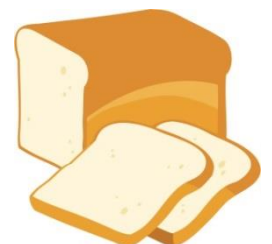
名称 食パン

原材料名 小麦粉（国内製造）、糖類、ファットスプレッド、米粉、パン酵母、脱脂粉乳、食塩、発酵種

※添加物は省略

上記のような例外表示が行なわれた場合、消費者にとって必要とする原料原産地表示とならない可能性があり、消費者が知りたい情報とはならないこととなります。

特に「可能性表示」と「製造地表示」については、実際の原料原産地と表示が一致しない場合も発生し、消費者が誤認してしまう可能性があり、今回の中間とりまとめは、問題を含むものとなっています。1月から全国で説明会が開催されることになっており、岡山でも1月12日に予定されています。消費者の立場から、良い制度となるように声を出していくことが必要です。



2016年度 消費生活サポーター講座を開催中

県の委託事業として行われている2016年度の「消費生活サポーター講座」は、12月20日現在で12会場で開催され、287人にサポーター証が授与されました。

開催市町村・参加主体・講師等

市町村	参加者主体	*講師
井原市	消費者団体(消研)	司
	消費者団体(生)	弁
津山市	消費者団体(生)	相
早島町	地域・行政(社福)	司
西粟倉村	民生委員(行政)	相
岡山市東区	消費者団体(生)	司
	消費者団体(生)	相
美作市	消費者団体(消研)	司
岡山市中区	教職員(OB)(生)	司
玉野市	消費者団体(生)	相
新見市	地域防犯連	司
笠岡市	地域ネット(社福)	相
高梁市	大学(学生)	相
岡山市北区	消費者団体(生)	司



←早島町 講座風景

《アンケートより》

- ・心配している気持ちが伝わるような声掛け、日頃のお付き合いの中で気づいてあげる、小さなことでも相談する、寄り添うことの大切さを学んだ。
 - ・話すことは大事だが、プライバシーに留意し、他人の生活の中に入り込まないようにしたい。
 - ・被害に遭わなくても、消費生活センターに情報提供して事例を共有すること。トラブルに巻き込まれた時の相談窓口が確認できたこと。
- ・契約時、商品を買う時は、相手の会社、名前、クーリングオフ等をしっかり確認することが大事。
- ・被害を一人で防ぐのではなく、地域での「目配り、気配り」が大事、民生委員活動と同時進行だ！を実感した。
- ・サポーターの心構えとして、被害者への接触の仕方、言っではいけないことなど注意すべき事柄が分かった。
- *講師；司=司法書士、相=消費生活専門相談員、弁=弁護士

《講座の特徴と今後に向けて》

- ρ 周りの人たちへの気づき、トラブル対応時の気遣いなど、サポーターとしての心構えを習得する機会になっていて、地域における消費者被害の見守り手として役立ちたいとの思いがうかがえます。
- ρ 民生委員、介護福祉関係者、地域のくらし応援に携わる消費者の参加が広がり、消費生活センター(行政関係窓口含む)や地域包括支援センターなどとの関係性が密接になりつつあることがうかがえます。
- ρ 今後の講座について、市・町・村地域における消費者として、見守り活動の一端を担いよう必要な見識が備わり、育まれる消費者教育の場としていっそうの充実化が求められます。
- ρ 講師は、概ね当ネット会員の専門家が担当していますが、出番機会を上げるとともに受講者の要望に応えられる内容の向上に努めていくことが必要です。

「岡山市消費者教育のあり方検討会」に参加しました。



岡山市が次年度の消費者教育推進計画を策定するにあたり、学校・地域・高齢者に関わる各分野の関係者が集まり、岡山市における消費者教育の現状と課題について、ワークショップ形式で検討会が開催されました。消費者ネットおかやまは、高齢者の消費者被害が社会問題となっている中、その被害を未然に防止するため地域の見守り手を養成する「消費生活サポーター講座」を開催していることから、

高齢者の消費者教育を検討するグループの中で意見交換を行いました。各グループで出された意見やアイデアは、岡山市の消費者教育事業として具体的に実施していくための計画案として、今後の岡山市の消費者教育推進計画の中に盛り込まれる予定です。

今回の検討会終了後も継続して岡山市の消費者教育を推進するために意見交換の場に参加することになっています。

